

6月19日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 8 番 " | 星 哲 夫 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 9 " | 玉 川 清 史 君 |
| 3 " | 塚 田 舞 君 | 10 " | 山 城 峻 一 君 |
| 4 " | 松 本 みゆき 君 | 11 " | 柀 津 明 子 君 |
| 5 " | 水 出 康 成 君 | 12 " | 大日向 進 也 君 |
| 6 " | 宮 入 健 誠 君 | 13 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 " | 中 村 忠 靖 君 | 14 " | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 教 育 長 | 清 水 守 君 |
| 総 務 課 長 | 関 貞 巳 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大 橋 勉 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 下 昌 律 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 細 田 美 香 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 補 佐 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 財 政 係 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 優 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | 橋 本 直 紀 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 学校給食無償化についてほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) 部活動の地域移行についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (3) 選挙についてほか | 星 哲 夫 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、14番 大森茂彦君の質問を許します。

14番（大森君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回の町会議員選挙で引き続き議会議員として活動することになりました。住民こそ主人公の立場で、町民の皆さんの声や願いを届け、その実現のため、そして政策提言などを行うとともに、行政をチェックするという機関として、しっかりと議会の役目を果たしてまいりたいと思っております。

さて、今、国会では会期末を迎え、解散を弄び、国民や関係当事者の願いを踏みにじる法案が次から次へと強行採決されています。憲法違反の敵基地攻撃能力保有を含む大軍拡を推進する防衛力強化資金の創設、軍備増強に5年間で43兆円を費やすとしています。また、LGBTQ理解増進法では、当事者と超党派でつくった法案を、自民、公明、維新、国民の4党が新たな差別を生む内容に書き換え、当事者の願いを踏みにじる法律として強行しました。原発では、再稼働と新增設、そして老朽化した原子炉を期限を超えて延長できるようにし、福島原発事故がなかったように葬り去ろうとしています。マイナ保険証のトラブルが頻発している状況で、現行の保険証廃止の方針に固執して、本来任意であるべきマイナンバーの取得を強制的で強引な手法で押し進めております。改正入管法は、難民認定を申請中は送還が停止される現在の規定に例外を設け、3回以降は申請中の送還を可能にするという人権無視の改悪を強行しました。これまで日本が歩んできた私たちのこの歴史の中で歯車を逆回転させているのではないかと感じさせる内容であります。そういう意味で、戦後最悪の国会と言わなければなりません。

ん。

さて、通告しております質問に入っております。

1 といまして、学校給食無償化について。

イ．持続可能な制度に向けて

岸田首相は、先週の13日、こども戦略会議の会合を開き、その中では、異次元の子育て支援に関して具体的施策を示せず、財源についても先送りするなど、絵に描いた餅でしか表明できませんでした。こうした国の無策の異次元の子育て支援を当てにすることはできません。

イといまして、持続可能な制度に向けて。

昨年12月議会で私の質問の答弁で、町長は、今の時点で責任ある答弁はできない。しかるべき時期には議論したいとの答弁をいただきました。そして、4月の選挙公約に学校給食費の無償化の推進とありました。先日の同僚議員の一般質問では、無償化の根拠や財源、実施の期間など質問があり、そこでも明確に答弁されておられます。重複しますが、私からも同じような内容で質問させていただきます。

一般会計補正予算案に6,070万円の給食費の減額が計上されております。これについて、今年度実施する財源はどんなものなのか。

次に、持続可能な制度になっていくのか。その裏づけはどうされるのか。

次に、坂城町はもとより、全県・全国の学校給食費が無償化になるためには、国が無償化に踏み出すことであり、町として、県や国にもこの無償化について力強い働きかけをしていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。以上で、学校給食無償化について、1回目の質問といたします。

教育文化課長（長崎さん） 1の学校給食無償化についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、小中学校における給食は、適切な栄養を取ることで健康の増進を図ることはもとより、学校生活を豊かにし、明るい社交性や協同の精神を養うことなど、七つの目標が学校給食法で掲げられております。

当町の学校給食におきましても、法で掲げられた目標をはじめ、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供し、健康の増進、体位の向上を図り、食に関する指導を効果的に進めるため、重要な教材としての役割を担っているところでございます。

ご質問の今年度の学校給食費無償化を実施するにあたっての財源についてでございますが、今議会に上程させていただいております補正予算の編成にあたり、学校給食費の無償化に向けた財源について検討する中で、先行して実施しております自治体等を調査したところでは、新型コロナウイルス感染症関連の地方創生臨時交付金を活用している自治体や、過疎債を活用している自治体、一般財源を充てている自治体などがございました。また、国・県等の補助金の

メニューなどについても確認したところ、該当する補助金などは現在のところございませんでした。

このような状況を踏まえ、今年度の学校給食費無償化に対する財源といたしましては、一般財源に加え、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症関連の地方創生臨時交付金が今年度も交付される予定でございますので、この地方創生臨時交付金を一部に活用してまいりたいと考えております。

次に、持続可能な制度となるのかとのご質問ですが、学校給食費の無償化は来年度以降も実施してまいりたいと考えており、この学校給食費の無償化の制度を継続するためには、財源の確保は大変重要な課題であると認識しておりますが、当面は一般財源で対応をまいりたいと考えております。

来年度以降の財源につきましては、同様に無償化を実施しております自治体等の財源の状況などについて、引き続き調査を行ってまいります。

また、急速に進行している少子化に対し、岸田総理が掲げております異次元の少子化対策とする骨太の方針の内容など、今後の国の動向などについても注視してまいりたいと考えております。

次に、学校給食費の無償化のための財源負担について、国や県へ要望してほしいとのご質問ですが、小中学生の健やかな成長の支援とともに、子どもたちのよりよい教育環境を支えるため、子育て家庭に対する子育て支援として、学校給食費の無償化は大変重要な施策の一つであると考えております。

この学校給食費を無償とする制度を今後も継続的に実施していくためには、学校給食費の無償化に対する助成制度などについて、機会を捉えて国・県などに要望してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、引き続き児童・生徒へ安全安心で栄養バランスの取れた学校給食の提供と食事の持つ重要性を伝え、食に関心を持っていただけるよう、食育活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

14番（大森君） 課長より答弁をいただきました。今年度実施する財源というのは、コロナ創生と一般財源ということで、やっぱり持続になっていくためには、今のところ補助的な中身は県も国もないということで、当面一般財源を充てていくということであります。

それについても、要は財政調整基金、これをきちっと学校給食費の無償化に充てるということをやっぴりやっていく必要もあるんじゃないかというふうに考えます。当然これは毎年それをすることによって、その分は財政調整基金には当然算入できなくなってくるということになってくるんですが、それがもう恒常的になっていくということが持続可能になってくる点であるし、それと、それぞれの自治体の負担を軽減するためには、当然県や国が無償化に踏み出

していくということで、当面、県へ補助金の申請なり創設をお願いしていくというお話であります。

それにしても、財源について、来年度今度どうするのかということ、来年度ですから、この間時間があるから、県のほうがどう動くかということもあると思いますが、来年度についてもやっぱり検討し、研究するということですが、一般財源のほうでやり切るということで、そういう判断でよろしいでしょうか。2回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。現在のところ、補助金などの特定の財源がない状況でございますので、学校給食費の無償化を継続するためには、今後につきましては、現段階では一般財源で対応してまいりたいと考えております。

14番（大森君） 先般の同僚議員の質問の中で、町長の答弁で、終わりは決めていないということですので、持続可能で努力されていくということだと思います。町の財政力指数は、全県で7番というような状態であります。こういう自治体が無償化に踏み出すということは、ほかの自治体にも大きな影響を与えるということで、非常にこの点については、私としては評価していきたいというふうに思っています。ぜひ継続できるようお願い申し上げたいと思います。

次に、2番としまして、マイナンバーカードの問題点はあります。

イといたしまして、安心できる制度か。

政府は、マイナンバーカードの普及に、コロナ禍で外出自粛を要請しておきながら、新型コロナウイルスワクチン接種会場でも宣伝をし、個人で申請できない人のために、わざわざ外出させて、役場でも申請手続を支援するなど行ってきました。

マイナンバーカードのポイント付与を新規申請で最大5千円相当分、そしてその後健康保険証としての利用申込みで7,500円分、それでも進まない。そのために公金受取口座の登録で7,500円分、最大で2万円分のポイントを付与してきました。5人家族で言えば10万円相当であります。大金であります。これに飛びつく国民は当然であります。しかし、ここまで行っても申請が進まないため、さらに坂城町では、その上クオカード2千円分を新たに配布しています。

また、マイナンバーカードの取得率を地方交付税の算定にも加えるということで、全国の自治体を競わせています。ここまでしなければ普及が進まないマイナンバーカードに大きな問題があります。

さらに、朝日新聞によれば、岡山県備前市議会は、3月23日、子どもの給食費や保育料などの無償化の対象をマイナンバーカードを家族全員が取得した世帯に限る、そういう市の方針を盛り込んだ新年度当初予算案や関連する条例案を賛成多数で可決しています。マイナンバーカードの取得と給食費無償化を関連づけることは、本末転倒であります。マイナンバーカードの取得は、本来任意であるものです。自治体と国民にあめとむちでマイナンバーカードを普及さ

せることは、あまりにも強権的ではないでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。坂城町において、直近のマイナンバーカードの交付枚数はどのぐらいか。2021年12月から直近までの毎月の交付枚数は、町がつかんでいるトラブルはあったでしょうか。全国では、健康保険証や受取口座などのひもづけトラブルが相次いでいます。マイナンバーカードの信頼性は担保されているのでしょうか。

以上、ご答弁をお願いいたします。マイナンバーカードの問題点はの1回目の質問といたします。

住民環境課長（山下君） 2のマイナンバーカードの問題点はのご質問に順次お答えいたします。

少子高齢化や人口減少が進み、労働人口が減少する中でも、生産性を効率的に確保するとともに、一人一人がニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の構築に向け、避けて通れないのがデジタル技術の活用であり、国においてもデジタル庁を創設し、デジタル化の推進を図っております。こうしたデジタル社会の基盤となるのがマイナンバー制度であり、平成27年10月以降、日本国内に住民票を持つ全住民に対し、一人一人に異なる12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーが通知されました。

ご質問にありますマイナンバーカードは、オンラインで本人確認ができる電子証明書が標準的に搭載されているICチップが埋め込まれたカードで、本人からの申請により交付されます。

マイナンバー制度は、分野横断的な番号と情報提供ネットワークシステムを導入することにより、分散管理する情報を、中間システムを介して安全に連携することで、機関をまたいだ情報のやり取りも、セキュリティーを確保しつつ確実かつ迅速に行えるようになり、国民の利便性の向上、行政の効率化及び公平・公正な社会の実現を目指すものであります。

町では、国とともに「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現に向け、国の地方創生臨時交付金を活用して、令和5年2月末までにマイナンバーカードを取得した町民の方を対象に、2千円のプリペイドカードを進呈するマイナンバーカード普及促進事業を実施したところであります。また、令和5年2月末までに申請した方には、マイナポイントを最大2万ポイント付与される制度を周知するなど、町民の皆様のマイナンバーカードの取得促進に努めてまいりました。

ご質問の町における直近のマイナンバーカードの交付枚数といたしましては、地方公共団体情報システム機構によりますと、5月31日現在、交付枚数が1万304枚で、交付率は71.52%となっております。

次に、2021年12月から直近までの毎月の交付枚数でございますが、2021年12月が104枚、2022年1月は87枚、2月80枚、3月113枚、4月83枚、5月49枚、6月52枚、7月85枚、8月159枚、9月284枚、10月362枚、11月441枚、12月555枚、2023年1月は540枚、2月690枚、3月530枚、4月474枚、

5月は490枚であります。

次に、町関係においてつかんでいるトラブルはあるかのご質問であります。報道にあるようなコンビニ交付でのトラブルや、カードの申請・交付に関するトラブルについて、今のところ報告は受けておりません。

また、町でも支援窓口を設けて対応をしてきたマイナポイントの申込みや、それに伴う健康保険証等のひもづけに関しましては、原則としてご本人が行う手続であることから、相当数の方がご自身で行っていると考えられ、全ての状況を町が把握できるものではありませんが、今のところ町民の方からの公金受取口座の誤登録や、健康保険証情報の誤ったひもづけといったトラブル等の報告もいただいておりません。

最後に、マイナンバーカードの信頼性は担保されているかのご質問であります。マイナンバーカードにはICチップが埋め込まれ、電子証明書が搭載されておりますが、チップには所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報が入っておらず、不正な情報の読み出しに対する防御機能や、暗証番号を一定回数間違えた際のロック機能など、マイナンバーの悪用に対する厳しい罰則と併せ、高いセキュリティ対策が施されており、カード自体の信頼性は担保されているものと考えております。

連日の報道にあります公金受取口座等の誤登録や誤ったひもづけといった問題は、マイナンバーカードを活用してのサービス提供を受けるために行う情報登録の過程で発生しているもので、登録の仕組みや手続をつかさどるシステム上の問題が大きいと捉えております。

健康保険証情報や公金受取口座のひもづけにおいて、人為的なミスを起こさないように注意することはもちろんですが、誤登録の検知や照合・確認の方法の見直し、また、共有端末により登録を行う場合の1件ごとの処理完了の確認の仕組みなど、システム上で対応できることは多くあるものと考えております。

こうした問題に対し、国では、誤登録などが発生しないようシステムの改修や体制整備を図り、必要な対応と環境整備を早急に行う中で、制度の信頼性の確保に取り組む必要があるものと考えております。

あわせて、町の行う事務におきましては、マイナンバーカードに関する事務に限らず、住民の皆様の信頼に応えるべく、人為的ミスが生じないよう細心の注意を払い、引き続き正確な事務の遂行に努めてまいります。

14番（大森君） これまで町のいろいろな手続をされてきています。マイナンバーカードを導入しなくてもスムーズに進んでいたんじゃないでしょうか。その点については、何かトラブルはありましたか。答弁願います。

住民環境課長（山下君） 再質問にお答えいたします。その辺につきましては、特にございませんでした。

14番（大森君） わざわざ導入しなきゃいけないという、町にとっては全く問題ないことですね。国にとっては、全国民を一括してまとめて、全部いろんなデータで調査し、あるいは国民を逆に締めつける、そういう道具にもなりかねません。

実際に町としては、全国の自治体でこれまでやってきたマイナンバーを導入しなくても、これまでの交付事業は、いろんな事業で全く問題なくスムーズに進んでいたわけです。ここへ来て、マイナンバーということでもいろんなトラブルが発生している。そして、職員の皆さんも、わざわざ別に登録のコーナーを設けて、自分の仕事とまた別にそれをやらなきゃいけない、こなさなきゃいけない。あまりにもこれはひどい中身ではないでしょうか。

もう1点お聞きいたします。あと2点になりますかね。もう1点は、月ごとの交付枚数が一気に増えてきたというのが、令和4年、2022年の9月からです。そして、現在に至るまでずっと一気に伸びております。当然これはもう2万円のポイント相当がつくということと、家族を合わせればそれなりの金額になる。給料が上がらない生活は大変だという中で、例えば5人家族の場合ですと10万円です。それはもう大変な大金です。こういうところに目をつけて、強引に登録させていこうという手法自体が大きな問題であります。

この裏づけとしては、これは当然2万円相当のポイント付与が始まってから、これが一気に増えたという裏づけでよろしいでしょうか。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問にお答えいたします。こちらは2022年の4月から増えてきたというところがございますが、こちらが増えた要因の一つとして、マイナンバーポイントの2万ポイントの付与について、増えてきた原因の一つとして考えております。

14番（大森君） ありがとうございます。最後に一つお尋ねしますけれども、個人番号カード、このマイナンバーカードは自主的に返納することはできるのでしょうか。

住民環境課長（山下君） ただいまの再々質問についてお答えいたします。

マイナンバーカードの制度の中には、返納する手続について定められており、返納の申請用紙等もございますので、自主的な返納は可能と考えております。

14番（大森君） 申請用紙もあるということですので、これはあれですね。ホームページで見ても載っていないですね。登録については、どこの自治体もそうですが、いろいろと調べてみましたが、登録については出ているんですが、返納できますというその様式がインターネットで見られません。これも非常に不公平といいますか、やり方があまりにもひど過ぎるんじゃないでしょうか。

登録はしたけれども、やっぱり取り消したいという方の対応も、きちっとしていくべきではないでしょうか。その点について、ホームページに掲載をぜひお願いしたいんですが、その対応についていかがでしょうか。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問に対しましてお答えいたします。

国のホームページ等を再度確認する中で、町としまして、周知方法については広報等を含め検討してまいりたいと考えております。

14番（大森君） 今の国の関係ですけれども、国とは関係なくできるんじゃないですか。だって、法律でこういうふうにできるというふうになっているから用紙があるわけですから、取り消したい、返納したい方は用紙をダウンロードしてご持参くださいとやればよいと思うんですが、それは載せられないんですか。すぐ改善してほしいと思います。

議長（滝沢君） 質問でしょうか。

14番（大森君） そうです。回答してください。質問です。

住民環境課長（山下君） ただいまの再々質問についてお答えいたします。

町としましては、広報機関、関係課と確認する中で、広報について検討してまいりたいと考えております。

14番（大森君） ホームページの担当課と相談することでも、何でもないと思うんですよね。だって、こういうものがあるんですから、紹介すればいいことだけです。このことについても提案し、抗議も含めて提案しておきます。

さて、今朝起きてびっくりです。今朝の信毎では、1面にマイナ混乱、政権不信鮮明、全国世論調査内閣支持率下落40%、来春保険証一本化反対が72%。また、活用拡大不安が71%、こういう大見出しで報じています。国民の世論調査の中で、これだけの不安を抱えているこの制度、このごり押しを絶対にさせてはならない、このように考えております。その点の抗議も含めて、中止を求めて、次の質問に入ります。

3. 産廃施設の火災について

イ. 火災の原因と山林の再生は

4月6日午前11時35分頃、上平の産廃業者の施設から出火し、山林に延焼しました。これに、坂城町消防団の全分団と千曲坂城消防本部など広域の消防の協力も得て、防災ヘリからの消火活動など、連日の消火活動により、山林部分の火災は、8日正午過ぎ鎮火しました。ほぼ丸2日燃え続けたこととなります。しかし、火元となった産業廃棄物施設の大量の廃材の消火は、14日のお昼前に鎮火となったと報じています。町消防団をはじめ関係者に感謝を申し上げたいと思います。

そこで、以下質問してまいります。

1. 出火の原因は何であったのか。

二つ目に、被害状況はどうであったのか。

三つ目に、消火体制はどうであったのか。出火から鎮火までの対応は、どのようにされているのか。

四つ目に、産廃施設の許認可の役所の指導と立入調査はどうであったのか。

五つ目に、山林の再生はどうなっていくのか。

これについて、ご答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから3番目の質問としまして、産廃施設の火災について、イ、火災の原因と山林の再生はということでご質問をいただきました。

年度当初の4月6日午前11時30分に、上平小野沢地区にある産業廃棄物置場におきまして発生した火災は、その後北側の山林に延焼し、林野火災へと拡大したところであります。千曲坂城消防本部をはじめ、県消防相互応援隊や県消防防災航空隊、また町消防団による懸命な消火活動により、林野火災につきましましては、4月8日9時40分に鎮圧となり、同日12時21分に鎮火を確認いたしました。この際に、私も初めてでしたけれども、県の防災ヘリに乗りまして、自治体の首長の責任として上空から状況を把握し、鎮火宣言を行ったというところでもあります。

しかしながら、その後も産廃施設の火災につきましましては、延焼を続ける中、千曲坂城消防本部の消火活動により、4月13日午前11時42分に鎮圧となり、翌日の4月14日午前11時53分ようやく鎮火に至ったというところでもあります。

消火活動に際しましては、消防署、消防団はもとより、隣接する事業所や地元の皆様に絶大なご協力をいただき、深く感謝を申し上げるところであります。

今回の火災の出火原因につきましましては、産業廃棄物置場を管理する事業所の従業員が、北側上段に置いてある解体された浴槽内においてごみ袋を焼却し、消火を確認しないまま、その場を離れたため、強風により産業廃棄物と管理小屋へ延焼し、さらに強風にあおられたため、北側の山林へと飛び火したことで延焼が拡大したとのことでもあります。

被害の状況につきましましては、消防署の報告によりますと、産廃施設が3,466平米の焼損、山林につきましましては約15.2ヘクタール、15万2,085平米を焼損しており、施設と山林を合わせて約15.5ヘクタール、15万5,551平米とのことでありました。

出火から鎮火までの消火体制につきましましては、出火から林野火災が鎮圧に至るまでの4月6日から8日にかけての3日間で、千曲坂城消防本部から延べ130名が消火活動にあたり、消防車両延べ40台が出動いたしました。

また、県消防相互応援隊につきましましては、6日、7日の2日間、応援にお越しいただいており、長野市消防局からは延べ23名、消防車両7台、上田地域広域連合消防本部からは延べ16名、消防車両4台にご支援をいただいたところでもあります。

また、消防防災航空隊につきましましては、6日の14時9分に群馬から防災ヘリコプターはるなが到着し、19回の散水を実施するとともに、同日16時55分には長野県の防災ヘリコプターアルプスが到着し、8回の散水を行ったところでもあります。

町消防団におきましては、6日に130名、7日に120名、8日に90名の出動があり、

山林に入り消火活動をする組と消防車両へ補水する組と役割分担をして、消火活動にあたったところでもあります。加えて、地元分団の第10分団、第11分団につきましては、6日には火災状況の確認のため、夜警にもあたったところでもあります。

林野火災鎮火後の産廃施設の火災につきましては、周囲への延焼の可能性が低くなったことから、林野火災の鎮火をもって消防団は撤収し、坂城消防署にて日中は消火活動を行い、夜間には警戒を行うなどの対応を行っていただいたところでもあります。

続いて、産廃施設の許認可のための役所の指導と立入調査はどうであったかのご質問ですが、火災の火元となった場所は、解体業を営む事業所が、自社で処理した解体物を保管している場所として管理しており、この解体物は産業廃棄物となります。

解体した木くず、廃プラスチック、金属くず、繊維くず、瓦礫等の産業廃棄物の収集運搬には、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要であり、この許可監督機関は県となります。

出火元となった事業所におきましては、令和3年8月24日から令和8年8月23日までの期間、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているところでもあります。

許可監督の管轄となる長野地域振興局環境廃棄物対策課に、火災前の搬入作業の立会い状況を確認いたしましたところ、昨年度につきましては、11回の立合いが行われたとのことでもあります。

また、火災後につきましても幾度となく現地調査が行われ、長野地域振興局から事業者に対し、火災の残火物について全量撤去を適正に処理すること、撤去完了まで残火物を飛散等させないことについて、文書にて指示が出されたとお聞きしております。

続いて、山林の再生に関するご質問ですが、林野火災の被害に遭った山林につきましては、現在、焼損面積や樹種、林齢、木の年齢ですね、林齢、損害額等々調査を進めているところでもあります。調査結果が出た後には県を通して国に報告するほか、地元地域に対して説明を行ってまいります。

次のステージとなる山林の再生につきましては、今回の延焼範囲にある山林の多くが区有林を含む民有林であり、一部は保安林にも指定されている山林であります。被害の調査結果を基に、保安林につきましては、県の主導の下、山林所有者に被害の状況を説明し、そのほか民有林につきましては、山林所有者の意向を確認する中で、今後どのような山林に再生していくのかを地元地域とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） 町長の答弁をいただきました。大変本当に消防団員の皆さん、自分の仕事がある中、消火活動に大きな力を発揮されたということで、本当に感謝するところでもあります。こういう状況を二度と出さないということを、ぜひお願いしたいというふうに思います。

地元の方のお話ですと、ここの産廃施設では、経営者も替わったりもしたそうですが、今まで4回ほど出火しているというようなお話をお聞きしました。先ほど町長の答弁の中で、ビ

ニール袋ですか、これを焼却していたというこの報告がありました。そもそもこういう産廃施設で、屋外でこういう火を扱うというのは、そもそも規則違反ではないですか。そして、文書で指導したということですが、これは町とは共有されていたんですか、こういう情報については。それについてはいかがでしょうか。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問にお答えいたします。出火の原因でありますビニール袋の焼却につきましては、基本、町としましては、野焼きについては禁止とさせていただいているところでございます。今回の場合については、野焼きに当たるというところはどうかという部分もありますが、焚いているものについては、ごみということですので、こちらについては、こちらの町の指導の対象（同日「町の指導の対象ではございません」に訂正あり）となります。

また、県の指導について、町が確認をしていたかということですが、こちらにつきましては、事後報告でございますが、県の指導については、町からの要請で確認をさせていただいたところでございます。

失礼いたしました。訂正させていただきます。ただいまの山林火災の原因につきましては、産廃施設ということでありまして、県の許可監督の範囲でありますので、町については指導の対象ではございません。失礼いたしました。

1 4 番（大森君） 町が指導するよというのを私は言っているわけじゃなくて、県が立入調査をして、燃えた燃えかすなどを全量撤去するよという文書で指導したというのがあるわけですね。町はそういう点については、県からそういう報告を受けているんですか。

住民環境課長（山下君） ただいまの再々質問についてお答えいたします。町としましては、県の指導について確認をさせていただいております。報告を受けております。

1 4 番（大森君） その点についても、やっぱりできれば地元区あたりも、きちっとこういう状況ですという、立入調査の結果について報告していくということで住民からも信頼される施設になるんじゃないでしょうか。まずこの点をお願いしたいというふうに思います。

また、火災の鎮火後ですね、産廃業者が地元区へ何らかの対応はされたんでしょうか。もしあればご答弁願いたいと思います。

住民環境課長（山下君） ただいまの再々質問についてお答えいたします。火災発生後5月28日に、上平区におきまして、産廃業者事業所より上平公民館に来ていただいて、地元の方を集めまして説明会等を行っていたところでございます。

1 4 番（大森君） それに対して、その説明会があつて、そこでの何か意見か何かは出たんですかね。町も誰か担当者は同席したんでしょうか。もし同席していらっしゃれば、どういう内容が出たのか、ご報告願えればと思います。

住民環境課長（山下君） ただいまの再々質問についてお答えいたします。5月28日、上平区

で開催された説明会につきましては、町としまして住民環境課、商工農林課が出席しております。

内容につきましては、協議中ということでありまして、まとまってございませんので、この場ではすみません、お答えできないということでお願ひします。

14番（大森君） 協議中ということで、何を協議されているかわかりません。私は、区民から何か意見出たのかとお聞きしたわけですが、それは結構です。

地元として、区として何か動きはあるんでしょうか。これは何か意見、要望書とかが出ているとか、そんなことはあるんですかね。

住民環境課長（山下君） ただいまの再々質問についてお答えいたします。上平区から何か要望等が出ているかということに関しましては、まずこの28日の説明会について、開催する意向を上平区から産廃事業者のほうにお伝えしたということは確認しております。

この説明会の中で出た意見等につきましては、現在協議中ということですので、内容については、こちらのほうでまた把握した後に確認をさせていただきたいと思ひます。

14番（大森君） あと、山林の再生について、区有林だとかあるいは私有林、そしてあとは保安林にもなっているということですので、早急な調査を行い、対応を早くしていただいて、地元の皆さんの安心安全な対策としてきちっとやっていただきたいというふうに思ひます。

最後になりますけれども、今回の町会議員選挙では、立候補者に対する人権問題となる卑劣なビラが配布されました。どの範囲か、あるいはどのぐらいの枚数なのか、それについてはわかりません。

さらに、統一教会、世界平和統一家庭連合の政治組織である国際勝共連合が、統一地方選挙に合わせて日本共産党に対する謀略ビラを坂城町にも配布しました。選挙は、本来民主的で公正・公平な選挙が保障されなければなりません。しかし、町の選挙管理委員会は、何ら見解やコメントも表明しておりません。町の民主主義の危機と言わなければなりません。今からでも何らかの意思表示があつてしかるべきと考えます。以上で、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時55分～再開 午前10時05分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、12番 大日向進也君の質問を許します。

12番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

議会構成も新しくなり、私も2期目を務めさせていただきます。1期目で学んだことに加え、まだまだ取り組まなければならないことがございます。よりよいまちづくりのため、皆様のご意見を今まで以上に拝聴できるよう、議員活動を行ってまいります。それでは、質問に入ります。

す。

1. 部活動の地域移行について。

本年3月に千曲市と坂城町、両自治体の教育委員会が運営母体となり、千曲坂城クラブが発足し、4月にはクラブ活動が開始されました。活動内容及び運営などについてお聞きしてまいりたいと思います。

イ. 千曲坂城クラブについて。

部活動の地域移行とは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか。

次に、千曲坂城クラブスタートまでの経緯をお答えください。また、対象となる学校、部活動はいくつあるのでしょうか。5月末時点で登録されている生徒は何名でしょうか。また、そのうち坂城町の生徒は何名いますか。

指導者についてお聞きします。指導者は全体で何名登録があり、各クラブごとの登録人数は何名となっていますか。また、指導者の確保はどのようになされたのでしょうか。クラブの活動を行うにあたり、指導者として教員の登録はありましたか。あった場合は、何名の方が登録されましたか。

次に、運営についてお聞きします。今年度の運営費用はどのくらいでしょうか。そのうち坂城町が負担する金額は。指導者の報酬について、報酬額の算定はどのようになされたのか。また、1人当たりの活動時間は決められているのでしょうか。登録された生徒について。家庭における生徒1人当たりの年間負担額は。

最後に、各クラブの活動場所について、どのように取り決められているのですか。固定で行われているのか持ち回りなのか。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、1としまして、部活動の地域移行についてご質問いただきました。種々ご質問いただきまして、私からは、これまでの全般的な背景と、千曲坂城クラブスタートまでの経緯についてお答え申し上げまして、その他の詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

中学校の部活動につきましては、これまでスポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の先生方の指導の下、学校教育の一環として行われ、先生方の献身的な支えにより地域のスポーツ・文化芸術振興を担ってまいりました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢、異なる年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と先生方との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有しておりました。

しかしながら、少子化が進む中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくな

り、学校での働き方改革とともに、先生方が自らの専門性や意思に関わらず顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、困難な状況となっているところであります。

こうした中、令和2年9月に文部科学省より、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてが示され、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとされたところであり、

町といたしましても、少子化や生徒のニーズの多様化への対応と、教員の負担軽減を図るため、令和5年度から休日の部活動を、学校活動から地域活動へ段階的に移行していくことで新たなスポーツ・文化芸術の環境の構築を目指し、本年3月に千曲市と共同して、新たな地域の活動の場となる千曲坂城クラブを立ち上げ、4月から各専門部の活動を開始したところであります。

それぞれの中学校において、県の指針等に基づき休日に行われていた運動部や芸術活動の部活動について、令和7年度までには、千曲坂城クラブの活動とすることを目指しておりますが、現在のところは、各専門部の状況に応じて、週末の土日を中心に最低月1回の活動から始めているところであります。

今まで学校が担ってきた部活動を地域に移行していくことは、歴史的転換とも言える大改革であり、今後様々な課題に直面することも予想されているところであります。今年度から段階的に地域移行を進めてまいります。一つ一つの課題を解決しながら、よりよいクラブ、持続可能なクラブにしていきたいと考えているところであります。

また、千曲坂城クラブの発足に伴い、同クラブのロゴマークを中学生に募集したところ、91点もの応募があり、それぞれが坂城町、千曲市をイメージできる作品だったとお聞きしております。その中から、坂城中学校3年生の山崎暖斗さんがデザインしたロゴマークが、千曲坂城クラブのロゴマークに採用されました。このロゴマークは、上部に千曲坂城クラブの頭文字をローマ字で表し、その周りに両市町の小中学校の数を星型で表しており、中央には千曲川と、坂城町と千曲市を一つにした地図がデザインされ、町と市の一体感が表されております。

今後ユニホームなどにこのロゴマークを入れていただき、より一層の連帯感を持ち、学業以外にも有意義な時間を過ごすことで、多感な少年期が充実することを期待するとともに、その活動を支援してまいりたいと考えておるところであります。

教育文化課長（長崎さん） 部活動の地域移行につきまして、順次お答えいたします。

初めに、千曲坂城クラブの対象となる学校につきましては、坂城中学校のほか、千曲市内にある屋代中学校、埴生中学校、更埴西中学校、戸倉上山田中学校、屋代高校附属中学校の六つの中学校でございます。

また、対象となる専門部の数及びその状況でございますが、専門部については、それぞれの中学校で休日に部活動が行われている、バレーボール、サッカーなどの運動系が12専門部、

吹奏楽などの文化系が3専門部、合わせて15専門部が千曲坂城クラブの専門部として活動しており、週末の土日を中心に月1回の活動から始めております。

5月末現在の各専門部の登録人数につきましては、千曲坂城クラブ全体では875名の中学生が登録しております。そのうち坂城中学校は、部活動に加入している生徒のうち137人が千曲坂城クラブに登録しており、登録の割合といたしますと6割ほどとなっております。

各専門部の指導者につきましては、各種スポーツ団体や体育協会、文化芸術団体等から推薦していただいた方や教職員など、5月末現在、全体で171人の方に指導者の登録をさせていただいております。

また、専門部ごとの指導者数につきましては、バレーボール16名、バスケットボール14名、ソフトテニス7名、剣道12名、卓球10名、ハンドボール15名、サッカー23名、野球26名、水泳10名、柔道5名、バドミントン3名、陸上3名、吹奏楽20名、合唱3名、美術4名という内訳でございます。

指導者の確保については、各競技団体や文化活動を行っている団体の皆様に指導者をご推薦いただき、千曲坂城クラブに登録させていただいております。

また、教職員の指導者登録の状況ですが、教職員自らが休日の指導を希望し、兼職・兼業届の許可を得た方に指導者登録をさせていただいておりますが、現在55名の教職員が千曲坂城クラブの指導者として登録いただいております。

次に、千曲坂城クラブの運営費用についてでございますが、今年度は総額で1,797万円が予算化されており、千曲坂城クラブを統括するコーディネーターなどの人件費や、指導者への謝金、指導者に対するスポーツ保険掛金などに係る経費などがございます。この運営費1,797万円に対する坂城町の負担額は、均等割及び人口割、生徒数割でございますけれども、合わせて306万7千円となっております。

次に、指導者への報酬につきましては、教職員の土日の部活動手当がおおむね3時間を基準とし、1日2,700円となっていることから、指導者1人につき、指導時間が1時間では900円、2時間では1,800円、3時間では2,700円を支給することとしております。

また、千曲坂城クラブの活動時間につきましては、県中学生期のスポーツ活動指針などに示されている規定を遵守し、休日の部活動と同様、1日の活動時間を3時間程度としております。

続いて、生徒1人当たりの年間負担額のご質問につきましては、年会費といたしましては1人当たり3千円をご負担いただき、そのうち800円は生徒に係るスポーツ保険の掛金でございます。このほか、それぞれの専門部の活動状況に応じて、大会参加費等の自己負担が必要となります。

次に、活動場所についてのご質問ですが、活動場所につきましては、専門部ごと各中学校や町内、市内にある公共施設などを使用して活動する予定となっております。それぞれの専門部

ごと活動する会場を、おおむね3会場程度に固定して実施する団体が多い状況で、町内の施設では、坂城中学校や武道館、びんぐしの里テニスコートなどを使用する計画となっております。

12番（大日向君） ただいま町長、担当課長よりお答えいただきました。国が進める公立中学校における休日部活動の地域移行に対するため、発足されたことがわかりました。指導者もそれぞれのクラブ活動に対し確保がなされており、移行後のクラブ活動が円滑に行われることを期待しております。

ここで、ちょっと何点か再質問があるんですけども、お答えでは、指導者に教員も登録されているとのことでしたが、国は働き方改革の観点から、教員の負担を減らす目的として行われていることと思われるんですが、この点どのようにお考えなのでしょうか。

それと、各中学校において人数不足で中体連等の大会に参加ができない場合があると思われませんが、その対応は。

指導者に関してなんですけれども、指導者への講習等はどのようになっているのでしょうか。定期的に行われているものなのか。

現在、月1回2時間程度の活動とお答えがありました。今後活動時間を増やしていく予定はあるのでしょうか。

最後ですが、団体競技等では、共有する器具等が多く必要となります。それらの用意、更新についてはどのようになされるのか。以上、再質問いたします。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。教職員の指導者登録につきましては、先ほども申し上げましたとおり、教員の働き方改革を踏まえ、自らが休日の指導を希望した方に、地域住民という立場で千曲坂城クラブの指導者として活動をしていただいております。

教員の負担を減らすことが中学校の部活動の地域移行の目的の一つでありますけれども、生徒にとっては、ふだんから指導している教員が地域移行後のクラブの指導者として引き続き休日の指導に関わることは、指導内容も継続性が保たれ、安心した環境で活動が行えると考えております。

次に、中学校体育連盟、いわゆる中体連などの大会への参加につきましては、本年度から地域スポーツ団体が中体連の大会に参加することが可能となりましたが、千曲坂城クラブはこの4月から休日の活動を始めたところで、活動期間も短いため、今のところは昨年までと同様に中学校単位あるいは生徒数が足りず中学校単位での出場が難しい場合は、複数学校の合同チームとして参加する予定でございます。

次に、指導者講習についてのご質問ですが、千曲坂城クラブでは、スポーツ・文化芸術を問わず求められる指導者としての力量の向上を目指し、心身ともに成長期である中学生に対する指導や接し方の知識などについて、現在9回にわたり研修会の実施を計画されており、より多くの指導者の方に講習を受講していただくため、オンラインでの研修を予定されております。

続いて、練習回数や時間を今後増やしていくのかとのご質問ですが、専門部によって状況が異なりますので、一律とはいきませんが、県の指針に基づく活動時間を上限として、その範囲において専門部ごと活動時間を定めることができるとされておりますので、可能な専門部については、定められた範囲の中で徐々に活動回数を増やしていくなど、柔軟な対応をしていきたいとお聞きしております。

最後に、団体競技等で使用する器具等の用意、更新についてのご質問ですが、施設として備えております用具等につきましては、施設管理者により整備されておりますので、千曲坂城クラブの活動に必要な器具等につきましては、施設の器具等を利用することとなり、更新につきましても施設管理者により行われることとなります。

1 2 番（大日向君） 担当課長より再質問のお答えがありました。千曲坂城クラブが今後どのように活動を行っていくか、わかりました。本来ならば、生徒の声や保護者等の声もお聞きしたいとは思いましたが、スタートしたばかりですので、これから活動を行っていく中で、ぜひそういう実際に関わる人たちの声を聞き、よい活動ができるよう心がけてほしいと思います。

先日、北信地域の市町村でも部活動を地域移行すると報道にありました。今後導入をしていく地域が増えると思います。様々な機関と情報共有等を行い、生徒がクラブ活動に熱中できる環境づくりをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2. 新型コロナ5類移行に伴う対応について

本年5月8日に、新型コロナがインフルエンザと同等の5類に引き下げられたことにより、社会活動も活発になり始め、人流にも大きな変化が起きております。5類への引下げ後の変更点、また、現在高齢者等に行われているワクチン接種についてお聞きいたします。

イ. 新型コロナ5類移行に伴う対応と感染状況について

5類への引下げ移行後の変更についてお尋ねします。発生動向、感染者対応、入院・医療体制、感染対策等はどのようになりましたか。

次に、ワクチン接種について。現在、費用は国が負担しております。インフルエンザと同等の5類に引き下げられたことにより個人負担になりますが、町として接種希望者への補助等は考えているのでしょうか。

長野圏域の感染状況について、令和5年5月8日以降でお答えください。

次に、ロ. ワクチン接種について。

現在、町で行われているワクチンの集団接種についてお聞きします。接種対象を65歳以上、12歳以上65歳未満の基礎疾患を有する方、医療機関、高齢者福祉施設等に従事されている方となっております。対象となる人数は何名でしょうか。また、それぞれの区分における接種を希望した人数の割合はどのようになっているのでしょうか。

次に、今回の接種の期間はどのようになりますか。また、使用するワクチンについて、従来と変更はありましたか。現在に至るまで副反応の報告はありましたか。

最後に、今後の接種について。秋以降の追加接種の予定は決まっているのでしょうか。

以上、質問いたします。

保健センター所長（竹内さん） 2. 新型コロナ5類移行に伴う対応についてのご質問に順次お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国武漢で発生して以来世界中に感染が拡大し、日本においては令和2年1月15日に国内で初めての感染が確認されて以来、3年以上が経過した今日も感染の終息には至っていない状況です。

新型コロナウイルス感染症は、これまで感染症法において新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当とされておりましたが、本年1月27日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針についてにより、オミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5月8日から5類感染症となったところです。

感染症法では、感染症について、感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案し、1類から5類等に分類され、感染拡大を防止するために行政が講ずることができる対策が定められておりますが、新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当は、インフルエンザまたはコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することになったもの、また、2類感染症は感染力及び罹患した場合の重篤性から見た危険性が高い感染症とされ、5類感染症は、国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民や医療関係者に提供・公開していくことにより、発生・蔓延を防止すべき感染症とされ、季節性インフルエンザと同じ分類であります。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことによる変更点ではありますが、県が公表している陽性者数につきまして、これまで医療機関からの報告により把握した情報を毎日公表し、圏域ごとの感染警戒レベルにより感染状況を表示していたものから、特定の医療機関からの届出数に基づき週1回の公表に変更され、圏域ごとの感染警戒レベルが廃止されました。

また、新型コロナウイルスに感染された場合は、これまで発症日から7日間の療養が求められておりましたが、5類への移行後は、発症後5日間を経過し、かつ、解熱し、喉の痛みなどの症状軽快から24時間を経過するまでは外出を控えることが推奨されるものの、季節性インフルエンザと同様に個人の判断に委ねられ、濃厚接触者の特定は行わず、同居の方などの外出自粛も求めないこととされました。

受診・入院につきましては、通常の医療体制への移行が必要となることから、県において、

これまで診療・検査医療機関や入院受入医療機関となっていない医療機関も含め、外来診療、入院診療への対応を依頼するなど、幅広い医療機関で対応する体制への移行が進められているところであります。

また、治療に係る医療費につきましては、他の疾患と同様に自己負担が生じますが、9月末までは一部の費用について引き続き公費での負担とする予定とされております。

なお、感染対策につきましては、換気・手指消毒・マスクの着用が新型コロナウイルス感染症対策に引き続き有効であるとされておりますが、マスクの着用については個人の判断とされたところであります。

次に、新型コロナワクチン接種の接種費用の補助についてであります。5類感染症への移行後も、今年度におきましては、全額公費負担とされております。来年度以降につきましては、個人負担となるのかなどについて、まだ国から示されておられませんので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、長野圏域の5月8日以降の感染状況につきましては、いずれも特定の医療機関当たりの届出数で申し上げますが、5月8日から14日が1人、5月15日から21日が4.17人、5月22日から28日が2.17人、5月29日から6月4日が4.17人、6月5日から11日が4人という状況であります。

続きまして、ロ. ワクチン接種についてお答えいたします。現在、文化センターにおいて集団接種により実施しております春開始接種につきましては、初回接種を完了している65歳以上の高齢者及び12歳から64歳の方で基礎疾患を有する方または医療従事者、高齢者施設の従事者等が対象とされております。町では、これまでと同様に、文化センター大会議室を会場とした集団接種を実施することとし、事前の意向調査により、町の集団接種を希望され、ワクチンはお任せでよいと回答された高齢者の方につきましては、日時を指定の上、ご案内をいたしました。

また、64歳以下の方につきましては、基礎疾患や医療従事者等に該当され、接種を希望すると回答された方に、接種券等予約に必要な書類をお送りし、ご自身で予約をお取りいただくこととさせていただきました。

ご質問の、事前の意向調査の対象人数と回答の状況であります。65歳以上の高齢者が対象者5,002人で、77%の方から回答がありました。回答の内訳といたしましては、町の集団接種を希望し、ワクチンはお任せでよいが74%、ワクチンを確認の上、自分で予約をするが9.6%、入所・入院中の施設・病院や職場などで受けるが3.7%、接種を希望しないが12.7%でありました。また、64歳以下の方につきましては、対象者が6,931人で、基礎疾患、医療従事者等に該当し、接種を希望すると回答された方は10.2%でありました。

続きまして、町の集団接種の期間でございますが、5月25日から30日と、6月10日か

ら15日で実施し、ワクチンにつきましては、国から春開始接種用として供給された武田社製2価ワクチン及び町で保有していたファイザー社製2価ワクチンを使用いたしました。また、新たな副反応の報告は受けていないという状況であります。

続きまして、今後の接種についてであります。国からは、9月から12月を期間とする秋開始接種を実施することが決定されております。対象者は、春開始接種の際に接種を受けた方も含め、5歳以上の方全員が対象とされておりますが、使用するワクチンなど詳細はまだ示されておられませんので、今後の国の方針を踏まえ、接種の実施に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

12番（大日向君） ただいま保健センター所長よりお答えいただきました。追加のワクチン接種については、大きな問題もなく行われており、接種希望者は多少減少したようですが、今後行われる接種においては、状況を各自判断いただき対応していただきたいと思っております。

新型コロナが5類に移行され、社会活動が徐々に活性化されていると感じとれます。町も5月末にばら祭り、坂城駅前葡萄酒祭と、4年前とほぼ同等のイベントが開催されました。しかしながら、町民の皆様からのお話をお聞きしますと、5類に引き下げられはしたが、子どもを持つ家庭、高齢者世帯からは、依然感染がそれなりに出ているが、本当にコロナ以前の社会生活へ戻して問題ないのか、不安の声が聞かれます。

国や県から発信される情報に対し、町として適切な内容を発信ツールを利用し伝達を行うことで、少しでも皆様の不安を取り除いていただきたい。私たち議員も、町が精査した適切な情報を町民の皆様幅広くお伝えすることを行ってまいりたいと思っております。

今回2点についてお聞きしました。新型コロナが5類に移行され、町としても今後様々な行事等が開催されていくと思われれます。さきにも述べましたが、適切な情報を適宜発信していただくことで、より多くの町民の皆様がそのような場に参加できるようお願いをし、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時38分～再開 午前10時48分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、8番 星 哲夫君の質問を許します。

8番（星君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

私ごとですが、4月の17日に立候補を決めました。締切りの1日前でした。私が立候補したのは、多数の人から無投票ではいけないとの声を耳にしたからです。選挙にすることで町の活性化につながると思ったからです。

今回、町民の皆様が選挙にしてくれとの思いが票につながったと思っております。当選させていた

だいたからには、町のために精いっぱい働く所存であります。もっと町民の皆様選挙に関心を持っていただき、町政にも興味を持っていただきたい、そんな思いから一般質問に入らせていただきます。

1. 選挙について

今年4月23日に、町長及び町議会議員の選挙が行われたところでございます。前回から18歳、19歳の方々も投票ができるようになりました。そして、前回の投票率は63%、今年の投票率は57%でした。それに伴い、今回の選挙について、6点お尋ねしたいと思います。

1点目として、今回の町長、町議選における18、19歳の有権者の数、投票者の数、投票率と前回の選挙と比較した場合の各年代との推移との違いは。

2点目として、学校での選挙について、どのような取組をしていますか。

3点目として、町における主権者教育の取組は。

4点目として、投票所における高齢者や体が不自由な方々への配慮は。

5点目として、期日前投票の投票率は。

6点目として、選挙に対する関心を高めるための取組は。

以上、6点お尋ねいたします。

総務課長（関君） 私からは、1. 選挙についてのご質問のうち、学校での選挙についての取組以外について、順次お答えいたします。

初めに、町長・町議会議員選挙における18歳、19歳の有権者の数と投票者数及び投票率、そして、前回選挙と比較した場合の各年代ごとの推移との違いはとのご質問であります。今年4月23日に行われました町長・町議会議員選挙における18歳の有権者数は135名で、投票者数は41名、投票率は30.37%、また19歳の有権者数は108名で、投票者数につきましては24名、投票率は22.22%でありました。

前回の平成31年に行われました選挙との投票率を比較いたしますと、18歳の方の投票率につきましては、前回の17.05%に対しましてプラス13.32ポイント、19歳の方の投票率は、前回の20.49%に対しましてプラス1.73ポイントとなっております。両年齢とも前回は上回る投票率でありました。

有権者全体では、今回の投票における投票率が57.34%であり、前回と比較しまして6.54ポイントの減少となっております。年代別に見ましても、20代以上の全ての年代の投票率が低下してしまった一方で、10代の投票率が増加、プラス8.02ポイントになりますが、増加したところでございます。

次に、町における主権者教育の取組はとのご質問であります。平成28年度から、議会のご理解とご協力をいただく中で、この議場において、国や地方公共団体の役割、選挙と議会などを学んだ坂城中学校3年生が質問者として、実際の町議会と同じ形式で行う模擬議会を開催

し、地方議会と行政について学ぶ機会も設けているところでございます。

一昨年までのコロナ禍では、やむなく中止せざるを得ない状況ではありましたが、昨年度は3年ぶりに開催することができました。中学校生活の3年間で学んだことの集大成とし、生徒の皆さんが貴重な体験を通じた学習の場として、引き続き開催していければと考えているところでございます。

また、坂城高校における主権者教育につきましても、ここ数年コロナ禍で実施ができておりませんが、出前授業といった形の中で、議会事務局と選挙管理委員会事務局の職員が高校に向き、説明する機会を設けてきたところであります。その中では、18歳から実際に選挙権を有し、有権者の1人として自らも選挙権を有する立場となる高校3年生に対し、議会の仕組みや選挙の重要性などについて説明してきたところであります。これを機会に投票行動への自覚を促すとともに、可能な年には町議会の傍聴も実施し、主権者の立場で実際の議会を体験いただいたところであります。

また、インターンシップにより役場で職場体験した生徒さんには、期日前投票会場において実際に投票に来た方に投票用紙を渡してもらうなど、選挙事務を通じて投票に関心を持つ機会としているところでもあります。

コロナ禍の行動制限も緩和されまして、徐々にこれまでの活動も再開することが可能になってきておりますので、状況を見ながら再び出前授業についても検討するなど、こうした活動を通じ、特に若年層の有権者の皆さんに、より一層選挙に関心を持っていただければと考えているところであります。

次に、投票所における高齢者や体が不自由な方々への配慮はとのご質問であります。当町における投票所は、各地区に計15か所を設け、お住まいの家から町民の皆様がお気軽に投票していただけるよう、より身近な各集会所や公共施設を投票所として開設しているところであります。また、投票所においては、入り口に段差があり、高齢者や足の不自由な方が入りにくいといったご指摘をいただく中で、選挙のたびに臨時的なスロープを設置して、投票していただきやすい投票所となるように対応しているところでもあります。

また、期日前投票所に関しましても、当町では役場庁舎の1階に開設しまして、駐車場からの段差もなく、下足のまま投票できる形としておりまして、足の不自由な方等も含め、どなたでも気兼ねなくお越しいただいているところであります。

投票にお越しいただく手段とし、町内を走る循環バスをご利用いただけるほか、令和4年からは、デマンドタクシーをご利用いただくことも可能となっているところであります。デマンドタクシーの運用の条件とし、土曜日・日曜日を除く平日のみの運行を前提としているところではあります。期日前投票期間中の平日に関しましてはご利用いただけますので、多くの皆様にお使いいただければと考えているところであります。

続きまして、期日前投票の投票率のご質問であります。今回の町長・町議会議員選挙に關しましては、4月19日から22日までの4日間の期間中で、投票者数が2,673名、投票率は22.66%でありました。前回の町の選挙の投票率に比べますと、1.25ポイント増加しているところであります。

国や県の選挙も含めて、期日前投票制度も、多くの皆様に認知されてきているところであります。投票しやすい期日前投票所を開設することで、期日前投票を済まされる人数も年々上がってきているところであります。

続いて、選挙に対する関心を高めるための取組はとのご質問であります。これまでも、より多くの町民の皆さんが投票していただけるよう、幅広い世代に向けて様々な啓発活動を行っているところであります。新たに18歳を迎えた方に対しましては、マスクやクリアファイルなどの啓発用品とともに、漫画なども用いまして、若者でもご覧いただきやすくした選挙や政治に関するパンフレットをお送りしまして、関心を高めていただけるよう啓発を行っているところであります。

また、各選挙期間中におきましては、町広報・ホームページや防災行政無線による啓発はもとより、選挙管理委員やその補充員の皆様とともに、町内3地区で店舗等の入り口に立ち、立ち寄られた方にお声がけをしまして、投票を促す街頭啓発活動も行っているところであります。

今後におきましても、様々な機会を捉える中で、選挙に対する関心を高めるために啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 私からは、学校での選挙の取組についてのご質問にお答えいたします。

小中学校では、教科学習や学校活動を通じ、民主主義や政治、選挙の仕組みについて学ぶ機会を設け、主権者としての意識の向上に取り組んでおります。

主な取組といたしましては、まず小学校では、6年生の社会の授業において、選挙は国民の代表者を選出する大切な仕組みであることを学習するほか、修学旅行では国会議事堂の見学を行うとともに、事前学習において国会や民主主義の仕組みについて学習を行っております。また、コロナ禍の前には、3年生が役場議場の見学に訪れ、議会の役割についての学習を行ってございましたので、このような取組も学校側と調整し、再開してまいりたいと考えております。

中学校におきましては、公民分野の授業において、良識ある主権者として、主体的に政治に参加する自覚を養うことを主眼に置き、選挙に参加することの重要性の理解を深める学習を進めております。また、先ほど総務課長からも申し上げましたが、中学3年生がこの議場において、実際の町議会と同じ形式で行う模擬議会を実施し、議会と行政の関わりについて学習しているところでございます。

このほか、小学校児童会や中学校生徒会の役員選挙においては、児童生徒による選挙管理委

員会を組織し、選挙の基本原則に沿った選挙の体験を通じ、選挙と民主主義の仕組みを学んでおります。

また、小中学校では、県の選挙管理委員会が主催する選挙推進ポスターコンクールへの応募を毎年行っており、ポスター制作を通じた選挙啓発に取り組んでおります。

いずれの取組につきましても、児童生徒が民主主義の基本的なルールや運営の仕方を身につけ、主権者としての資質を培う上で大切な学びでありますので、引き続きこれらの取組を中心に主権者教育を実施してまいりたいと考えております。

8番（星君） このような取組は、投票率につながってほしいと思います。これから町民の皆様と一丸となって坂城町をよくしていきたいと思っております。そのためにも、町民の窓口である議員を決めるための選挙に関心を持っていただきたいと思っております。

次に、町道A06線の整備についてお尋ねいたします。

現在、県道から月見区通り、大望橋に向かって、町道A06の工事を進めていますが、町道A06は中学生の通学道路でもあり、通勤道路でもあります。多くの方々が利用されている道路でもあります。このような状況から道路拡張工事が行われており、安全を図るためにも道路側面にカラーコーン等を設置してあり、これによりさらに道路が狭くなっております。車は交互交通をしなければならず、非常に危険な状態であります。

そして、道路両側は砂利を敷き詰められており、せめてこの箇所の簡易舗装を行い、道路幅を広げて歩行者の交通の安全を確保することはできないでしょうかという町民の声が上がっています。

そこで、4点お尋ねいたします。

1点目として、A06号線の工事区間は。

2点目として、これまでの工事の実施状況は。

3点目として、工事の完成はいつですか。

4点目として、歩行者の安全確保のため、未舗装部分を簡易舗装する考えは。

以上、4点についてお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま星議員さんから、2番目の質問としまして、町道A06号線の整備について、イ．工事の進捗状況と今後の計画はについてご質問いただきました。順次お答え申し上げます。

まず、町道は町の区域内にあり、町議会で路線が認定された道路法上の道路で、管理は町で行っております。また、町道には種別があり、幹線町道として、その主要度、交通量、交通の性格等から、基幹的道路網を形成するのに必要な1級町道と、これを補完する2級町道、さらに細かなそのほかの町道の3種類に区分しております。

当町では、1級町道をA01号線からA09号線まで、9路線を認定しており、また、2級

町道にはBの何号線として40路線を認定しているところであります。

ご質問の町道A06号線は、中之条の国道18号線を起点として、大望橋、月見区内を經由し、網掛の主要地方道長野上田線を終点とする、延長が1,844メートルの主要集落を結ぶ、6番目に認定された幹線1級町道であります。

町道A06号線道路改良事業につきましては、中学生の通学路となっておりますが、歩道が未整備で幅員が狭く、車同士の擦れ違いが困難な箇所もあることから、地元からの要望を受け、平成29年度から国の交付金事業を活用し、道路改良事業に取り組んでいるところであります。

まず、現在整備を進めております町道A06号線の工事概要であります。工事区間といたしましては、主要地方道長野上田線との交差点から大望橋方面へ、将来国道バイパスに接続する交差点の間の延長約310メートルとなっており、車道北側に歩道を設けた全幅6.5メートルで整備を進めているところであります。

また、現在までの町道A06号線道路改良事業の実施状況につきましては、道路改良工事に伴う既設道路両側の拡幅部の用地買収につきましては、地権者の皆様のご協力をいただく中、全線全て契約済みとなっております。また、工事につきましては、主要地方道長野上田線交差点を起点として、大望橋方面へ向けて工事を順次進めており、現在は県道交差点から約150メートル付近までについて完成しているところであります。

なお、道路隣接地が農地、田ですね。田んぼであることから、水稻の作付をしている時期には工事に着手することができないということから、農閑期となるおおむね11月から3月までの期間に、毎年道路改良工事を実施している状況であります。

次に、町道A06号線道路改良工事の完成はいつかのご質問であります。先ほども申し上げましたとおり、国の交付金事業を活用しての道路改良事業であるため、国の交付金の配当状況が事業の進捗に影響してまいります。また、大望橋側の終点部につきましては、国道18号バイパスと平面交差となることから、国道18号バイパスの工事の進捗状況にも左右されるところでありますが、現状におきましては、おおむね令和7年度の完成を目途としているところであります。

続きまして、歩行者の安全確保のため未舗装部分を簡易舗装する考えはとのご質問ですが、簡易舗装などの仮設工事に伴い仮設費用が増大となり、工事施工延長が伸びず完成年度が遅延してしまうおそれがあることや、国の交付金事業として、簡易舗装などの仮設工事を交付金の対象とすることは難しいものと考えているところであります。

また、簡易舗装では歩道と車道の分離がなく、道路の安全管理上の課題もありますので、未整備区間を一年でも早く完成させ、安心安全な道路になることが望ましいと考えており、今後につきましても、さらなる工事進捗が図られるよう、国・県に対して要望するとともに、町といたしましても整備を促進してまいりたいと考えております。

8番（星君） ご答弁いただきまして、ありがとうございました。ただいま早期に完成を目指すという言葉いただきました。できる限り早めに完成させていただき、通行する町民の安全の確保をお願いいたします。

また、選挙については、総務課長、教育文化課長、答弁ありがとうございました。また、A06号線については、山村町長、答弁ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日20日までの2日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日20日までの2日間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月21日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時12分）

